

2014 年度事業計画

1. 仲裁・調停等業務及び事前相談への対応 (toto 助成事業)

- ・ 2014 年度の仲裁・調停等業務について

スポーツ仲裁・調停等申立想定件数：仲裁 8 件、調停 4 件

手続費用支援（1 事案 1 当事者 30 万円）：仲裁・調停 5 件

- ・ 事前相談への対応について

相談対応者：仲裁・調停等専門員（弁護士） 2 名程度（交代勤務）

仲裁・調停等専門事務員 1～2 名程度（2 名の場合は交代勤務）

2. スポーツ仲裁シンポジウムの開催 (toto 助成事業)

スポーツ仲裁・調停等に関する各方面の理解を増進するためシンポジウムを開催する。
詳細は未定。

3. 理解増進活動の展開 (文科省受託事業)

- (1) 競技者・指導者等を対象とする活動

活動方法：競技者・指導者等に対して、研修会及び国体等でアウトリーチ活動をおこなう。

また、同研修会には、JADA と共同で行う研修会も含む。また、仲裁条項を採択していない統括競技団体への研修会を積極的に企画する。詳細は未定。

- (2) 競技団体等を対象とする活動

活動方法：競技団体等に対して、説明会を開催する。また、仲裁条項を採択していない統括競技団体への研修会を積極的に企画する。詳細は未定。

- (3) 仲裁人等を対象とする活動

活動方法：仲裁人等候補者に対して、研修会を行う。また、併せてドーピング仲裁についての研修を行う。詳細は未定。

4. 海外派遣研修事業の実施 (文科省受託事業)

詳細は未定。

5. 調査研究事業の実施 (文科省受託事業)

詳細は未定。

6. 調査研究事業の実施 (toto 助成事業及びミズノスポーツ振興財団助成事業)

世界ドーピング防止規程の 2015 年 1 月 1 日の施行に伴い、改正される規程及び日本ドーピング防止規程の検討及び研究を行う。

以上